ＪＡ東京中央会東京型スマート農業実装化促進事業実施要綱

都中農推第４１号

令和６年７月１日

第１　目的

スマート農業技術について、専門家や民間企業のノウハウを活用しつつ、現場実装を推進することで東京農業の持続的発展に寄与することを目的とする。

このため、東京都農業協同組合中央会（以下「中央会」と言う。）は、東京都の東京型スマート農業実装化促進事業費補助金交付要綱（令和６年４月１日付６産労農振第25号）に基づき農業者に対し、専門的見地からの指導や助言等を行うとともに、スマート農業機械機器等の導入経費の一部を助成する。

第２　事業の内容

　　本要綱において実施する事業の内容等は以下のとおりとする。

１　スマート農業専門家等派遣事業

(1) スマート農業技術を導入しようとする農業者に対し、スマート農業技術分野の専門的かつ実践的な知識、技術、技能等を有した者（以下「専門家」という。）による指導や助言等を行う。

(2) スマート農業機械機器等導入事業を農業者が実施するための「スマート農業実装化計画」（以下「実装化計画」という。）について専門家による作成支援等を行う。

２　スマート農業機械機器等導入事業

農業者が「実装化計画」に基づきスマート農業機械機器等を導入する経費についてその一部を補助する。

３　上記１及び２の事業は、東京都農業振興事務所及び東京都農林総合研究センター、都内農業協同組合等と連携を図り、民間団体や企業の協力を得て実施するものとする。

第３　事業実施主体

東京都農業協同組合中央会とする。

第４　補助対象者

補助対象者は、都内に住所を有する認定農業者及び認定新規就農者とする。

第５　推進体制

中央会は、本事業の実施にあたり、第２の３の関係機関との密接な連携を取りながら、必要に応じて東京都からの助言・指導を得て、円滑かつ適切に推進する。

第６　助成措置等

第２の事業について、中央会は、別に定めるところにより、都の補助金の範囲内において、本事業を実施するとともに、スマート農業機械機器等導入事業を実施する農業者に対して必要な経費を助成する。

第７　その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和６年７月１１日から施行する。